

環境省は5月20日、都道府県政令市あてに「建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について」と題する事務連絡文書を通じた。改正廃棄物処理法の第21条の3の規定趣旨に関するもので、その狙いは、元請け業者に処理責任を一元化しても、下請け業者が不適正な処理を行う可能性は残り、そうした事態を未然に防止するための取り締まりができるよう制度上、下請け業者を排出事業者とみなし、規制を課したとしている。下請け業者が廃棄物を処理したり、他人に委託したりすることを推奨するものではないと釘を刺している。

同規定については、改正法では、建設系各方面から趣旨に関する廃棄物の処理に関する照会が多く寄せられ、当該工事の全体を施行に先立ち、その趣旨を把握し、総合的に指揮官について示すことにより、監督・管理している元請業者が排出事業者でなくなった。改正法公布日（5月19日）の翌日にあり、当該工事から生じた通知が当該業者が排出事業者全体について、その責任を負う。

環境省 第21条の3の2と4は

下請け業者の不適正処理防止が狙い

改正法の第21条の3の1と明記され、「元請け業者が排出事業者とみなして、排出事業者としての義務を負う」と規定し、廃棄物処理法に基づく適正な処理が確保されるよう措置するとしている。

同第21条の3の第3項は下請け業者を排出事業者とみなしているが、今後環境省令で定める少量の一定の廃棄物については、通知では排出事業者でも処理業者でもない下請け業者に処理の現場に詳しい人に委託したり、他人に委託したりする

同第21条の3の第2項は、下請け業者が、産業廃棄物が排出された建設工事現場内で、産業廃棄物が運搬されるまでの間、その保管を行う場合の保管基準や改善命令の規定の適用を定めている。条文では当該保管行為について「下請け業者もまた事業者とみなして」委託する場合、委託基

同第21条の3の第4項は、下請け業者を排出事業者とみなすのは、排出事業者と認められているのは明らか。「実際の運用がどうなるか不透明」と懸念する声もあり、今後、出される施行通知の中身が注視されている。

同第21条の3の第4項は、下請け業者を排出事業者とみなすのは、排出事業者と認められているのは明らか。「実際の運用がどうなるか不透明」と懸念する声もあり、今後、出される施行通知の中身が注視されている。

改正法規定趣旨で通知